

「ヤミ金融対策マニュアル」

ヤミ金融被害の撲滅目指して！

被害者がヤミ金融に負けない決意で毅然と闘うならば必ず解決できます。

全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会
太陽の会

1. ヤミ金融・悪質業者対策

- ① 10日で3割－5割（年利1000%－2000%）の利息を取るヤミ金融業者は出資法第5条2項（高金利の処罰規定年利29.2%）に違反し、10年以下の懲役若しくは3000万円以下の罰金に処せられる違法行為・犯罪行為です。
- ② ヤミ金融の貸付契約は公序良俗（民法第90条）に違反し貸付契約は無効です。
よって利息は全く支払う必要はありません
- ③ 借入れた元金は不法原因給付（民法第708条）に該当するので債務が残っている場合でも法律上支払義務はありません。従って法律上は「ヤミ金から借りたお金の返還義務はない」「返済したお金は不当利得なので返還請求」できます。
ヤミ金業者の出資法違反の貸付行為は「貸金に名を借りた違法行為の手段にすぎず民法上の保護に値しない」としてヤミ金業者の貸金・元本の返還を認めず「被害者がヤミ金業者に支払った全額が不法行為のに基づく損害である」として被害者がヤミ金業者に支払った全額を支払えとの**05年2月23日札幌高等裁判所判決は06年3月7日最高裁上告棄却決定により確定しました。**
- ④ ヤミ金融業者は、利息の天引き、手数料を差し引いて貸し付けている。現実に手元に渡された金額が貸付元金になりますが不法原因給付（民法第708条）に該当するので法律上支払義務はありません。支払った金額は不当利得なので返還請求できます。【ヤミ金融業者宛不当利得請求書】をヤミ金業者にFAX又は郵便で送付し不当利得を返還させる。（05年3月23日札幌高等裁判所判決）を同封しています。
- ⑤ 借入れ後、1回1－2回位しか返済していない場合は道義的には債務は残っていますが、ヤミ金融の貸付契約は、出資法違反であり、公序良俗（民法第90条）に違反し無効であり、更に不法原因給付（民法第708条）に該当するので法律上債務の支払義務はない。よって【ヤミ金融業者宛債務不存在の通知書】と【ヤミ金融業者宛請求放棄の念書】をヤミ金業者にFAX又は郵便で送付し、ヤミ金融業者より「今後債務者に一切請求しない」との念書を取って解決する。
- ⑥ ヤミ金融被害調査表に「業者名」「電話・FAX」「借受日」「借入元金（完済金）」「天引き額」「実際の受領額」「返済条件・利息7日－10日〇〇円」「利率」「返済期日」「返済日時」「返済金」等を送金の控え・メモに基づきしっかり書いてください。これはヤミ金業者に対決するための基礎的・必要条件です。
- ⑦ ヤミ金融との契約内容・取引状況一覧表とヤミ金業者の名刺・銀行送金の控え・メモなどの資料を持って**警察署の生活安全課に口頭で被害届けを提出し、厳重に取締りを要請してください。**
- ⑧ 厳しい取立には警察署の生活安全課に【ヤミ金融業者に対する告発状】を提出し出資法違反の告発及び告訴を行い、直ちに捜査・逮捕など具体的措置を求めて下さい。
- ⑨ 監督行政庁である東京都貸金業指導係に対し、【東京都へ行政指導・業務停止、登録取消し等を求める申立書】を提出し、苦情申立、及び行政指導・業務停止、登録取消し等を求める申告をしてください。
- ⑩ ヤミ金融業者の銀行口座は架空名義又は借名口座の疑いがあるので組織的犯罪処罰・犯罪収益規制法54条に基づく「**疑わしい取引の届け出**」申告書を銀行に提出して下さい。
（銀行は本人確認ができない又は公序良俗違反などのヤミ金融業者の銀行口座を閉鎖させ、預金を凍結させていますのでヤミ金業者の撲滅につながります。）
- ⑪ ヤミ金融業者が利用している携帯電話を閉鎖・凍結する。携帯電話不正利用防止法により、【**契約者確認要求書**】を警察署に提出します。（闇金融業者の携帯電話が犯罪に利用された場合警察署長からの求めをうけて携帯音声通信事業者は契約者の確認を行う、本人確認に応じない場合には役務提供を拒否する）

⑫被害者が自分の言葉でヤミ金業者に対して「出資法に違反し、10年以下の懲役になる犯罪行為である」「法律上支払義務はない」「過払い金は返せ」ということをしっかり言えるようになることが大切です。

そのため「借金が多く支払うことができない」「取立はお断りする」「大変な思いをして支払わされてきた」「支払いすぎたお金は返してください」「過払い金を返さなかったら警察に告訴する」「東京都に対し行政指導・業務停止、登録取消し等を求める申立を提出する」「組織的犯罪処罰・犯罪収益規制法54条に基づく「疑わしい取引の届け出」申告書を銀行に提出する」「携帯電話を閉鎖・凍結させていただきます」など自分の言葉でメモしてからヤミ金融業者にまけないようにしっかり電話するようにして下さい。被害者が「ヤミ金融に負けない決意」で毅然と闘うならば必ず解決できます。相手の暴力的な乱暴な言葉、どんなに怒鳴られようが、脅かされようが、挑発には乗らず冷静に対応することが必要です。

2. その他準備・注意すべき点及び参考となる事

- ① ヤミ金融・悪質業者は出資法に違反し、10年以下の懲役若しくは3000万円以下の罰金に処せられるべき行為であることを十分に承知しているので、告訴されたらたいへんと直ちに債務者名義の銀行振り込み口座に過払い金を振り込んできて早期に解決することができる。又、ヤミ金融業者は過払い金が金5万円以上になると「まけてくれ」とか「分割してくれ」といつてくるがこれには一切応じない態度が必要である。
- ② ヤミ金融・悪質業者が過払い金を支払わない場合は電話で支払督促をする。それでも解決しない場合は【不当利得返還請求の訴状】(不法原因給付・借りさせられたお金は支払わない、支払ったお金は不当利得だから返せ)を作成し、ヤミ金融業者にFAXで送付し、「明日訴訟過払金返還請求訴訟を提起する、訴訟になれば訴訟費用を追加していただくことになり以後和解はない」と通知すると解決が早い。

訴状が相手に送達されると、裁判の第1回口頭弁論期日前に過払い金を振り込んできて解決できる。
- ③ 債務者がヤミ金業者に差し入れている、借用書・運転免許証の写・健康保険証の写・印鑑証明書・委任状及びその他の書類一切を無条件に返還させる。
- ④ ヤミ金業者があくまで債権の存在を主張されるのであれば貸金返還請求訴訟を提起するよう通知する。この場合も法律上支払義務はないので直接取立は明確にお断りする。
- ⑤ ヤミ金被害調査表を書いて、資料を持って警察に被害届けを提出し、ヤミ金融業者を厳重に取締りを求めるようにしています。

警察に被害届けを提出したことにより被害者は安心感を持つことができるし、なによりもヤミ金融の撲滅の運動に直結する。

万一債務者や親族、関係者に対し取立行為に及んだ場合は、110番通報で警察官を呼ぶ。被害届けが出ていると警察の対応も早い。

警察官は金銭の貸し借り問題は、「民事不介入」だとして動かないことがあるが、現実に貸金業法の取立違反・出資法違反行為の事実を示し厳重に取締りを要求する。
- ⑥ 厳しい取立には警察署の生活安全課に別紙の【ヤミ金融業者に対する告発状】を提出し出資法違反の告発及び告訴を行う。

尚警察署には告発状・告訴状を準備できなくても、ヤミ金業者より脅迫的な取立行為の録音テープや出資法違反の証拠書類(ヤミ金業者の名刺・銀行送金の控など)を持参し「口頭での被害届」の提出でもよい。
- ⑦ 監督行政庁(大蔵省財務局又は都道府県貸金業指導係)に対し、別紙の【東京都へ行政指導・業務停止、登録取消し等を求める申立書】を提出し、苦情申立、及び行政指導・業務停止、登録取消し等を求める申告をする。
- ⑧ ヤミ金業者より脅迫的な取立行為が予測される場合は、事前に警察署の生活安全課に出資法違反の証拠書類(ヤミ金業者の名刺・銀行送金の控など)を持参し相談し、ヤミ金業者が取立にきたときの協力をお願いしておくことが大切です。
- ⑨ ヤミ金業者が取立にきたときは玄関にテープレコーダ・ラジカセなどで取立の様子を録音する。カメラで写真が撮れればなおよい。又、車で取立にきたときは車のナンバーをメモする。
- ⑩ 電話での取立には留守録などで録音する。(これらの証拠は告訴・告発の重要な証拠になる)

- ⑪. 以上の法律的手続きを確実にやりとげるためには、出資法違反の具体的な証拠を正確に把握する必要がある。ヤミ金業者は出資法違反を承知しているので証拠となる借用書や領収書などを交付しないことが多い。
- 債務者の手元に借用書や領収書などがなくても、ヤミ金業者より振り込み送金してきた預金通帳や債務者が振り込み送金した控、ヤミ金業者に直接支払ってきた名刺の裏のメモ・手帳のメモや家計簿なども大事な証拠になる。
- 具体的な証拠がなくても10日ごと（又は7日ごと）に必ず金〇〇万円は支払ってきた記憶などで取引が1～2ヶ月以上ある場合は、過払金があると推定できる。この場合も別紙の【ヤミ金融業者宛不当利得(過払い金)請求書】をヤミ金業者にFAX又は郵便で送付する。
- ⑫. 「090金融」などヤミ金業者の住所・FAX番号などがわからない場合はヤミ金業者に電話をかけて住所・FAX番号を聞く、どうしても住所・FAX番号を知らせてこない場合は、電話で「不当利得(過払い金)返還請求の通知書」の内容を伝えると請求・取立がなくなる。住所がわかる場合は郵送にて送付する。
- 振込送金口座がわかる場合は警察に被害届けを提出し、警察から銀行に対し振込送金口座からヤミ金融業者の住所を調べてもらう。
- 東京都の貸金業登録業者であれば東京都のホームページ「東京都貸金業登録業者検索」のアドレス
http://www.taims.metro.tokyo.jp/sanrou/san_syokou_1.nsf/ViewLenderListSeq?OpenView&Start=1&Count=300
の登録検索で貸金業登録の有無・商号・名称・代表者名・所在地・電話番号を知ることができます。
- 金融庁ホームページのアドレス、<http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php> から全国の貸金業者（都道府県知事登録及び財務局登録）の登録検索で貸金業登録の有無・商号・名称・代表者名・所在地・電話番号を知ることができます。
- ⑬. 債務者が債権者に手形・小切手・印鑑証明書などを差出している場合はその文書の返還請求もあわせて行う。（この場合は不渡りを免れるための預託金を用意することが必要になる）
- ⑭. 弁護士会では「ヤミ金に対して利息はつけないことは勿論、支払ったお金の全額を返還請求する」「借りた元金は民法708条の不法原因給付であるから返還しない」ことを基本としている。
- ⑮. 債務者本人がヤミ金融業者に粘り強く、過払い金の返還を求め、過払い金を取立てして解決している。（ヤミ金融業者より直接過払い金の返還・取立をする場合は暴力行為など危害を加えられる恐れもあるので、事前に警察署などに相談・通報しておくことなど慎重な行動が必要である。）
- ⑯. 家財道具を買い取ったような偽装工作を行い、家財道具を担保とした貸金の「家具リース悪質業者」対しては別紙の【家具リース業者宛不当利得(過払い金)請求書】【家具リース業者宛債務不存在の通知書】をFAX又は郵便で送付し解決できる。
- ⑰. 金券チケットを買い取った形になっていますが、実態は、資金の需要に応じてなされた融資であり、貸金であることは明らかなので金券販売契約書は実質的には暴利の貸付で公序良俗に反し売買契約は無効なので、【チケット金融業者宛債務不存在の通知書】をFAX又は郵便で送付し解決できる。
- ⑱. 全く身に覚えのない業者より「債権を譲り受けた」「債権回収を依頼された」などと言って取り立てがある場合があるが、実際に借り入れた業者より内容証明郵便などで「債権譲渡通知書」が届いていなければ支払う必要はない。
- ⑲. 「保証料・登録料など10万円を支払ったら100万円を貸付ける」と持ちかけ、保証金を騙し取る詐欺事件が多発しています。契約を解除し不当利得返還請求をする。
- ⑳. 私たち被害者の会の目的はヤミ金融被害の根絶である。一人の被害者の事件処理としては、ヤミ金融業者より過払い金を取ってヤミ金業者に対し一定の制裁を科し解決することができるが、この解決にあたってはヤミ金融業者に対して、別紙の【ヤミ金融・悪質業者との和解書】をとって「今後法律を遵守し、違法な行為はやめるよう強く要求しこれを認めさせ」・「悪徳ヤミ金業者の撲滅」をはかることが重要である。